

北九州市紫川エリアイベント補助金 審査要領

1 目的

北九州市紫川エリアイベント補助金に係る交付対象事業者の選定を行うための審査について次のとおり定める。

2 審査委員

審査委員については、近隣の商業関係者や北九州商工会議所、学識経験者、北九州市職員などから5名選出する。

3 審査基準

審査にあたっては、次に掲げる評価項目ごとの評価の着眼点をもとに審査を行う。

評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
企画力	<ul style="list-style-type: none">・新規性、独創性があるか。・魅力的なコンセプトか。・紫川エリアの特性を活かす提案であるか。・魅力的なビジュアル、演出を備えているか。	40
集客力	<ul style="list-style-type: none">・ターゲット設定は適切か。・より市外からの集客を見込める内容となっているか。・市の内需を喚起し市内からの集客を見込める内容となっているか。・ニーズに即した内容となっているか。	50
消費につながる 仕組	<ul style="list-style-type: none">・イベント自体による消費を生むか。・対象エリア内（周辺地域）の消費喚起を促すなど経済効果や回遊性の促進が期待できる内容となっているか。・ナイトタイムエコノミーに寄与するか。	30
プロモーション	<ul style="list-style-type: none">・ターゲットに訴求する適切なPR手段や頻度となっているか。・十分な周知期間となっているか。	20
実現性	<ul style="list-style-type: none">・現実的で無理のない内容となっているか。・運営体制、スケジュール、予算の積算の妥当性、安全・安心対策・地域対策、事業者の類似事業の実績	10
継続及び 発展性	<ul style="list-style-type: none">・参加者等から実施内容の評価（フィードバック）を得る仕組みがあるか、次年度以降について具体的な計画があるか、運営費の拠出方法（収入源についての見込み）	20

他のイベントや施設整備等との連携	・同時期に行われる他のイベントや施設整備等との連携により、対象エリア全体でより大きなインパクトを持つイベントとする仕組みとなっているか。	20
提案全体	・提案全体の魅力、プレゼンテーションでの対応など	10
		200

4 審査方法

- (1) 上記「3 審査基準」に基づいて審査を行い、主として評価の着眼点の内容について、評価項目毎に採点する。
- (2) 委員全員の合計点が6割以上に達したものを選定の対象とする。
参加申込者が1者のみの場合は、委員全員の合計点が6割以上に達した場合に選定対象とする。
- (3) 合計点が同点となった場合は、以下の評価手順により選定する。
 - ア 「企画力」、「集客力」「消費につながる仕組」及び「継続性及び発展性」の項目の合計点が高いこと。
 - イ 委員の議決により、より多数の委員から選定されること。
- (4) 応募事業が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ア 「企画力」、「集客力」、「消費につながる仕組」又は「継続性及び発展性」の項目において、全委員中1人でも4割以下の評価となった場合
 - イ 評価項目ごとの委員全員の合計点で、2割以下の評価項目が1項目以上あった場合
 - ウ その他、事業を遂行するに当たり、著しい問題があると市が判断した場合
- (5) 審査結果は、市ホームページで公表する。ただし、支援を決定した事業のみを公表することとし、申込者には別途郵送により通知する。申込者本人が自らの審査内容について開示を希望する場合は、通知日から2週間以内にサービス産業政策課へ来庁の上、その旨を申し出ることとし、その際は当該申請者が提出した事業計画における各評価項目の合計点を開示する。